

特集：大宮法科大学院大学

クリニック・エクスターンシップからのメッセージ

## クリニック資料

---

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 大宮法科大学院大学クリニック実施要領         | 168 |
| 1 目的                       | 168 |
| 2 学生の適格性                   | 168 |
| 3 指導担当者の適格性                | 168 |
| 4 事件関与                     | 168 |
| 5 単位と稼働時間                  | 169 |
| 6 成績評価を受ける資格               | 169 |
| 7 同時履修の禁止                  | 169 |
| 8 その他                      | 169 |
| 秘密保持誓約書(法律相談クリニック)         | 170 |
| 秘密保持誓約書(正規クリニック)           | 171 |
| 大宮法科大学院大学クリニック法律相談についての説明書 | 172 |
| 承諾書                        | 173 |
| 刑事クリニックに関する説明書兼承諾書         | 174 |
| 日報                         | 175 |

---

## 大宮法科大学院大学クリニック実施要領

### 1 目的

本学は、クリニックを実施するに際し、関係者の権利・利益を害することなく、効果的な実務教育を実施することを目的として、本実施要領を制定する。

### 2 学生の適格性

学生がクリニックを履修するには、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 各クリニックに応じて次の科目を履修していること。

① 民事クリニックについては、専門職責任、法情報調査・法文書作成、民事訴訟実務。

② 刑事クリニックについては、専門職責任、法情報調査・法文書作成、刑事訴訟実務。

③ 情報公開クリニックについては、専門職責任、法情報調査・法文書作成。

(2) 守秘義務を遵守する旨の誓約書を学長に提出していること。

### 3 指導担当者の適格性

指導担当者の要件は以下とする。

(1) 5年以上の実務経験を有する弁護士で、指導担当者として適任であること。

(2) 学生の行為によって生じた損害を填補し得る賠償責任保険に加入していること。

### 4 事件関与

(1) 対象事件は、指導担当者が相談を受けた事件及び受任した事件とし、学生は名目の如何を問わず、報酬を請求し、又は受領してはならない。

(2) 学生は、指導担当者の補助者として、指導担当者の弁護活動に立ち会うと共に、事件処理に必要な法文書を作成する。

(3) 指導担当者は、学生を指導・監督し、学生の行為については全て指導担当者の責任とする。

(4) 指導担当者は、前2項について、相談者・依頼者・被疑者・被告人の同意を得なければならない。

(5) 指導担当者は、学生の立ち会いについて、必要に応じ関係者の同意を得る。

(6) 情報公開クリニックについては、学生は、指導担当者の指導・監督の下で、当事者として、行政機関への申立書の作成、口頭意見陳述等事件処理に必要な行為ができるものとする。

## 5 単位と稼働時間

- (1) 民事クリニック及刑事クリニックは、4単位(セミナー2時間を含め週平均8時間)とする。
- (2) 情報公開クリニックを2単位(セミナー1時間を含め週平均4時間)とする。

## 6 成績評価を受ける資格

### (1) 民事クリニック及び刑事クリニック

① セミナーに4分の3以上出席を要する。但し、やむを得ない事情により定期のセミナーに出席できず、その代替措置を担当教員が承認した場合には、出席として扱うことも可とする。

② セミナー以外の全稼働時間(週6時間で算定)の4分の3以上の稼働を要する。但し、1ヶ月間の稼働時間につき、30時間を超えて稼働しても超えた稼働時間は上記に算定されない。

(2) 情報公開クリニック 上記①は同様であるが、②の稼働時間は、上記の半分とする。

## 7 同時履修の禁止

同一学期中の複数クリニックの同時履修は認めない。

## 8 その他

- (1) 学長は、必要と認める関係機関に対し、クリニックの教育目的と運用について、理解と協力を得られるよう努める。
- (2) 学生の守秘義務違反については、別途規定する学内規則において処分する。

## 秘密保持誓約書

平成 年 月 日

大宮法科大学院大学 御中

住 所 〒 -

氏 名 ㊦

私は、大宮法科大学院大学(以下「本学」といいます)の法律相談クリニック(以下「本法律相談」という)に参加するにあたり、下記のすべての事項を厳守することを誓約します。

1. 私は、本法律相談の過程において知りえた公知の知見及び知識を除く一切の情報、知識(以下「秘密情報」という)の秘密性を十分理解しており、秘密情報の秘密を厳格に保持し、如何なる第三者にも秘密情報を漏洩、開示又は公示したりしません。

2. 私は、秘密情報を含む書面その他の如何なる媒体をも複製、譲渡、貸与したり本学外に持ち出したりしません。

3. 私は、秘密情報を本法律相談の目的以外の目的には使用しません。ただし、別途目的を明示した上で本学の明示の書面による許諾を受けた場合はこの限りではありません。

4. 私は、本法律相談の終了後といえども秘密情報が公知の知見、知識とならない限り秘密情報についての秘密保持義務を保持します。

5. 私は、本学から秘密情報の返還又は破棄の指示があった場合には、書面その他の媒体を通じて開示された秘密情報(その複製物及び要約を含む)とともに、速やかに本学に返還又は破棄します。

6. 私は、私が上記の各条項に違反した場合には、本学に生じた一切の損害、損失、費用(弁護士費用を含む)等を本学に対して賠償する責任を負います。

7. 私は、私が上記の各条項に違反した場合には、本学における退学処分を含む懲戒処分の対象となることを十分に理解しています。

## 秘密保持誓約書

平成 年 月 日

大宮法科大学院大学 御中

住 所 〒 -

氏 名 ㊦

私は、大宮法科大学院大学(以下「本学」といいます)のクリニックを履修するにあたり、下記のすべての事項を厳守することを誓約します。

1. 私は、クリニック履修の過程において知りえた公知の知見及び知識を除く一切の情報、知識(以下「秘密情報」という)の秘密性を十分理解しており、秘密情報の秘密を厳格に保持し、如何なる第三者にも秘密情報を漏洩、開示又は公示したりしません。

2. 私は、秘密情報を含む書面その他の如何なる媒体をも複製、譲渡、貸与したり本学外に持ち出したりしません。

3. 私は、秘密情報をクリニック履修の目的以外の目的には使用しません。ただし、別途目的を明示した上で本学の明示の書面による許諾を受けた場合はこの限りではありません。

4. 私は、クリニック履修の終了後といえども秘密情報が公知の知見、知識とならない限り秘密情報についての秘密保持義務を保持します。

5. 私は、本学から秘密情報の返還又は破棄の指示があった場合には、書面その他の媒体を通じて開示された秘密情報(その複製物及び要約を含む)とともに、速やかに本学に返還又は破棄します。

6. 私は、私が上記の各条項に違反した場合には、本学に生じた一切の損害、損失、費用(弁護士費用を含む)等を本学に対して賠償する責任を負います。

7. 私は、私が上記の各条項に違反した場合には、本学における退学処分を含む懲戒処分の対象となることがあることを十分に理解しています。

## 大宮法科大学院大学 クリニック法律相談についての説明書

大宮法科大学院大学  
学長 住吉 博

### 大宮法科大学院大学法律相談大宮クリニックとは

大宮法科大学院大学(以下本学といいます)の教育プログラムの一環として皆様の法律問題に関する相談を無料で受けるものです。学生も同席し、相談を受け、意見を述べるがありますが、相談を担当するのは本学の教員である弁護士またはクリニック運営に協力する弁護士です。

### 相談内容に責任を持つのは

相談を担当した個々の弁護士です。学生及び本学は事件についての個別アドバイス等については責任を負いません。また、本クリニックではご相談をお聞きしてアドバイスをするのみで、原則として事件として受任することはいたしません。

ただし、ご相談の結果弁護士に依頼することが必要と考えられ、あなたが依頼を希望されるときは、相談を担当した弁護士がその判断により個別に有料で事件を受任することもあります。しかし、これは担当弁護士とあなたとの契約であり、この場合、本学はその事件受任には一切関与いたしません。弁護士費用については事件を依頼した弁護士にお尋ねください。

### あなたのプライバシーは

弁護士は法律上守秘義務を負っていますし、また、学生も本学に対して厳格な秘密保持の誓約をしていますので、あなたの秘密を漏らすことはありません。

大宮法科大学院大学  
学長 住吉博 殿

## 承 諾 書

私は、大宮法科大学院大学の法律相談クリニックの趣旨につき説明書の交付を受け、その趣旨を理解しました。

私は、大宮法科大学院大学の法律相談クリニックにおいて同大学の教員若しくは協力弁護士による法律相談を受けるのに際して、同大学の学生が弁護士の同席及び指導監督の下で相談に立ち会い、事情を聴き、意見を述べることを承諾します。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

## 刑事クリニックに関する説明書兼承諾書

あなたのご依頼を受けるにあたって大宮法科大学院大学の刑事クリニックについて基本的な事項を説明申し上げます。

1 刑事クリニックは、大宮法科大学院大学の正規の履修科目であり、履修学生に刑事弁護実務を研修させることを主たる目的とするものです。

2 あなたのご依頼を受ける弁護人は、弁護士資格を有する大宮法科大学院大学の教員弁護士であり、学生は、教員弁護士の補助者として弁護活動の一部を分担しますが、すべて教員弁護士の指導・監督に基づくものであり、学生は教員弁護士の指導・監督に服します。

3 弁護人たる教員弁護士があなたに対して守秘義務を負うことは勿論ですが、補助者の学生も弁護人と同じ守秘義務を負います。学生がこの守秘義務に違反したときには、退学処分その他重い懲戒処分を受けることになっています。

4 弁護活動に関する最終的な責任は、学生の活動に関するものも含めて、すべてあなたの弁護人である教員弁護士に帰属します。

5 教員弁護士や学生の弁護活動について、あなたから直接報酬をいただくことはありません。

以上の説明をご理解いただけましたでしょうか。

上記事項について説明を受けその内容を理解し、大宮法科大学院大学の学生が弁護人たる教員弁護士の補助として弁護活動の一部を分担することを承諾します。

年 月 日

氏 名

---

平成18年度 前期・( )クリニック

# 日 報

(昼間主・夜間主) コース

|      |    |
|------|----|
| 学籍番号 | 氏名 |
|------|----|

期 間      月      日 ~      月      日

<記入上の注意>

次のページを稼働日数分印刷して、稼働日ごとに記入すること。

月 日 ( )

1. 今日の稼働内容

| 時 刻    | 場 所 | 内 容  |
|--------|-----|------|
|        |     |      |
| 合計稼働時間 |     | 時間 分 |

2. 検討を要した事項・その他特記事項